

地方独立行政法人法

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聽かなければならない。

第1 都産技研の第二期中期目標期間の業務運営について**1 事務及び事業のあり方について****(1) 法人が実施する業務の必要性・有効性**

都産技研が行っている中小企業への技術支援業務と研究業務を検証

- 高度かつ多様な中小企業の支援ニーズと、それに対応した事業実績の大幅な増加
- 民間の検査機関、国の研究機関（産総研）、区市町村の支援機関の役割の違い

⇒ 都内中小企業の新製品・新技術開発を促進するため、都立の試験研究機関は重要

【今後の課題】

- ものづくり技術の高度化・高付加価値化の推進
- 中小企業の成長産業分野への参入を実現する新製品・新技術開発の支援

(2) 法人の各組織の必要性・有効性

都内各地域の特色ある産業集積に対応した、きめ細かな支援を実行できる組織が必要

⇒ 1本部・1拠点（多摩テクノプラザ）・3支所（城東、墨田、城南）の体制が効果的

【今後の課題】

- 海外展開への支援体制（バンコク支所）は、事業効果等の把握に努めることが必要

(3) 地方独立行政法人化に伴う財政効果

標準運営費交付金を毎年度1%効率化

- 都産技研の運営に要した行政サービスコスト …毎年度 78～86 億円
- 都産技研利用企業全体の経済効果（都産技研試算）…毎年度 218～392 億円

2 地方独立行政法人の運営形態の適切性**(1) 業務運営の適切性**

地方独立行政法人のメリットを活かした法人独自のサービスの実施

- 東日本大震災で、放射線量測定、節電・省エネ技術支援、被災企業の料金減免等を実施
- 「広域首都圏輸出製品技術支援センター」を開設し、国際規格の情報提供等を開始
- 墨田支所に「生活技術開発センター」を開設し、生活関連製品の開発支援を強化
- 城南支所に「先端計測加工ラボ」を開設し、航空機産業や医工連携産業の支援を強化

【今後の課題】

- 事業ごとに投入した経営資源と事業効果を検証

(2) 財政運営の健全性

収支予算を柔軟に執行できる地方独立行政法人制度の特徴を活かした経営努力の実施

- 提案公募型研究など外部資金の積極的な獲得
- 依頼試験等のニーズの増加に対した迅速な実施体制の整備
- 不用品・有価物の売却などの增收努力
- 定型的業務のアウトソーシングや契約事務の改善などによる経費削減

⇒ 平成23年度～平成26年度の自己収入は、1,072～1,823百万円

(3) 適切な運営体制の確保

法人の自律的運営を担う職員の確保・育成

- 研究職員、事務職員を計画的に採用
- 任期付職員制度を活用した柔軟な人材確保

【今後の課題】

- 中長期視点に立った計画的な固有職員の確保・育成
- 内部管理部門について、都が派遣すべきポストや職種を除き段階的に都派遣職員を縮小

(4) まとめ

法人化によって、業務運営・財政運営が弾力化・効率化し、行政サービスが向上

⇒ 都産技研の運営形態は、地方独立行政法人の形態が適切

第2 第二期中期目標期間の法人の業務実績評価（平成23年度～平成26年度）**1 全体評価の概要** 中期計画の実施状況から見て、業務全体が優れた達成状況にある
(各年度、同評価)**2 項目別評価の概要**

	S	A	B	C	D
平成23年度	7	8	9	0	0
平成24年度	5	10	9	0	0
平成25年度	9	10	5	0	0
平成26年度	7	12	5	0	0

第3 第二期中期目標期間の総括と今後の法人事業のあり方

◆ 都産技研の業務内容、組織構成、事業規模、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断される

⇒ 所要の措置を講ずる必要性は認められない

◆ 第三期中期目標に基づき着実に業務運営を行うとともに、今後とも社会経済情勢の変化に機動的に対応し、より高い業務実績を目指すことが期待される